

## 岡山県税制懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

### (事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

### (委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

3 委員の定数は、8名以内とする。

### (運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### (意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

### (その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この設置要綱は、令和4年2月22日から施行する。

#### (要綱の廃止)

2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。